

大和市告示第45号

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年大和市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) 本市の市税等に滞納がないこと。

第4条第1項中「対象者が」を「夫婦が本市に住所を有する間に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる費用は助成の対象としない。

(1) 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される特定不妊治療に係る費用

(2) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の費用

(3) 処方箋によらない医薬品等の費用

第4条第2項を次のように改める。

2 夫婦1組につき助成を受けることのできる期間は、県要綱に規定する期間とし、助成回数の算定方法は、神奈川県知事の決定に基づくものとする。

第4条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条及び第4条の規定は、施行日以後に新たに特定不妊治療を開始する夫婦について適用し、施行日前から引き続き特定不妊治療を受けている夫婦については、なお従前の例による。